

松前町立中学校部活動指導員・部活動外部指導者人材バンク登録要項

令和 7 年 1 月

1 趣旨

松前町内の文化芸術・スポーツ活動の充実、発展に向け、学校の要請に応じた適時かつ適切な部活動指導員・部活動外部指導者の配置を行うため、松前町立中学校部活動指導員・外部指導者人材バンク（以下、「人材バンク」という。）を設置する。

2 募集職名

- ・部活動指導員
- ・部活動外部指導者

3 募集部活動種目

・バスケットボール ・バレーボール ・バドミントン ・卓球 ・ソフトテニス ・サッカー ・軟式野球 ・剣道 ・吹奏楽 ・美術

4 募集人数

制限なし

5 年齢

18 歳以上の者（学校教育法第 1 条に規定する高等学校、その他これに類する学校に在学する者を除く。）

6 登録期間

登録申請日から令和 8 年 3 月 31 日まで

7 資格・要件

【部活動指導員】

部活動に関わる専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有するとともに、次の(1)から(3)までの全てを満たし、(4)から(7)までのいずれかに該当する者

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条に掲げる欠格事項に該当しない者
- (2) 本業がある場合、部活動指導員の勤務時間を合わせて、勤務の合計時間が原則 1 日 7 時間 45 分及び週 38 時間 45 分（時間外勤務含む）を超えない者
- (3) 部活動外部指導者の立場で学校の部活動を熱心に指導した実績を有する者

- (4) 当該種目等の専門的な知識を持っており、3年以上の経験を有する又は1年以上の生徒への指導経験を有する者
- (5) 教員免許又は公認指導者資格（競技団体、文化芸術団体等）を取得しており、当該の種目等における生徒への指導経験を有する者
- (6) 学校長が適任であると判断する者
- (7) 文化・社会体育等の関係団体から推薦を受けた者

【部活動外部指導者】

部活動に関わる専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有する者

8 職務内容

【部活動指導員】

- (1) 部活動指導員は、次に掲げる部活動に関わる業務を単独で行うことができる。

- ア 実技指導（学校内及び学校外）
- イ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ウ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率（宿泊を伴わないもの）
- エ 用具・施設の点検・管理
- オ 部活動の管理運営（会計管理：学校職員と連携）
- カ 保護者との連絡
- キ 年間・月間指導計画の作成
- ク 生徒指導に係わる対応
- ケ 事故・怪我が発生した場合の現場対応
- コ 教育委員会が指定する研修会等への参加

- (2) 当該部活動の顧問等と日常的な情報共有を行い、連携を図ることとする。

【部活動外部指導者】

学校の当該部活動顧問教員と連携し、生徒の技術向上を図るとともに、技術指導の側面から顧問教員の補佐を行うものとする。

9 勤務条件等

【部活動指導員】

- (1) 身 分

松前町会計年度任用職員

- (2) 任用期間

任用開始日（令和7年4月1日以降）から令和8年3月31日まで

- (3) 勤務エリア

松前町内全域

- (4) 報酬等

時給 1,600 円（通勤手当あり。大会の引率に係る出張旅費はなし。）

(5) 勤務日

原則週 1 回、学校長が認める日（土日のいずれか）

(6) 勤務時間

1 日 3 時間程度、1 か月に最大活動時間 15 時間

【部活動外部指導者】

報酬は、無償とする。その他の勤務条件については、学校の定める条件に沿うものとする。

10 登録申請方法

- (1) 別紙の「松前町立中学校『部活動指導員・部活動外部指導者』人材バンク申請書」を提出する。

＊『松前町立中学校「部活動指導員・部活動外部指導者」人材バンク申請書』（Word）

提出方法は、次のいずれかとする。（送付先・アドレス：次項「14 問合せ先」を確認）

ア QR コード（右記）：Kintone フォームへの入力

イ メール（申請書を添付）

ウ 郵送（申請書）

エ 持参（申請書）

- (2) 提出された申請書類の書類審査を行い、適正であると認められた者については、人材バンクに登録し、通知する。

11 登録及び内定（採用）

【部活動指導員】

- (1) 人材バンクに登録した者の中から、競技性・競技歴・指導経験等を鑑みながら、随時面接を実施する。
- (2) 松前町教育委員会による面接を経て、適正であると認められた者を内定とする。
- (3) 内定者は、配置学校長及び各学校の部活動顧問と面談及び情報交換を行う。
- (4) 内定者は、活動（指導）に向けての研修を受講する。

【部活動外部指導者】

- (1) 人材バンクに登録した者の中から、競技性・競技歴・指導経験等を鑑みながら、随時学校において面接を実施する。
- (2) 学校による面接を経て、適正であると認められた者を内定とする。
- (3) 内定者は、学校の部活動顧問と面談及び情報交換を行う。
- (4) 内定者は、活動（指導）に向けての研修を受講する。

12 人材バンクの登録変更及び取消について

- (1) 登録者は、登録内容に変更が生じた場合または活動が継続できない事情が生じた場合には、速やかに届け出を行うこと。
- (2) 教育委員会は、登録指導者が次のア～ウのいずれかに該当する場合、その登録を取り消すことができる。
 - ア 申請内容に虚偽があった場合
 - イ 人材バンクを利用して政治、宗教または営利を目的とする活動を行った場合
 - ウ その他登録者として不適格であると判断できる事由があった場合

13 その他

- (1) 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、登録・採用は無効になる。
- (2) 提出書類は、受付後返却しない。
- (3) 収集した個人情報については、登録後該当学校に共有するなど『松前町立中学校の「部活動指導員・部活動外部指導者」人材バンク』に係る業務の円滑な遂行のために用い、松前町教育委員会及び松前町立学校において関係法令に基づき適正に管理する。
- (4) 部活動指導員の内定（採用）については、令和7年度予算の成立を前提とする。

14 問合せ先

〒791-3192

伊予郡松前町大字筒井 631 番地 松前町教育委員会 学校教育課 学校教育係

TEL:089-985-4134 FAX:089-985-4149

mail:412gkyoiku@town.masaki.ehime.jp